

奨学生のしおり

公益財団法人 島根県育英会

はじめに

あなたは、このたび島根県育英会の奨学生に採用され、奨学金の貸与を受けることとなりました。

この奨学金は、大学等に進学したみなさんが自立して学ぶことを援助するもので、奨学金の財源は島根県及び県内市町村からの出捐金、企業等からの寄付金を原資に、奨学生からの返還金でまかなわれています。

貸与を受けた奨学金は、みなさんが社会人となってから返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。

島根県育英会は、みなさんが在学中から奨学金の返還についてその責任を自覚し、有意義な学生生活を全うされるとともに、卒業後はふるさと島根を愛する社会人として活躍されることを期待しています。

このしおりには、あなたが奨学生として採用され、奨学金の貸与開始から貸与終了までの期間内の諸手続きと、奨学金の返還について記載してあります。

全体を通してよく読んで、大切に保管してください。

なお、しおりの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

また、不明な点は下記の島根県育英会に照会してください。

奨学生覚書

| | | | |
|-------|-----|---|---|
| 奨学生番号 | 島奨第 | — | 号 |
| 氏名 | | | |

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
 T E L 0852-28-1981 F A X 0852-26-2089
 E-mail info@shimane-ikuei.or.jp
 U R L <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

目 次

奨学生のしおり

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 基本的事項 | 2 |
| 2 | 進学届の提出 | 2 |
| 3 | 返還誓約書（借用証書）・預（貯）金口座振替依頼書の提出 | 2 |
| 4 | 奨学金の交付 | 4 |
| 5 | 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等 | 5 |
| 6 | 貸与終了＝貸与奨学金返還確認票の送付 | 7 |
| 7 | 奨学金の返還 | 7 |
| 8 | 返還金の助成制度 | 7 |
| | 島根県育英会奨学金貸与規程 | 8 |
| | 報告・届出等の様式 | 17 |
| | 島根県奨学金返還助成制度取扱要綱（中山間地域・離島での資格取得促進事業） | 23 |

1 基本的事項

(1) 奨学生番号について

奨学生番号は、島根県育英会（以下「育英会」という。）の奨学生となったあなたの固有の番号です。育英会への届け出や問い合わせの際には、必ず奨学生番号と氏名の両方で確認することになりますから、前ページの覚書欄に記入しておいてください。あなたの奨学生番号は、奨学生決定通知書に記載してあります。

(2) 貸与月額と交付方法

貸与月額は、奨学生決定通知書に記載された額ですが、2か月分以上を合わせて交付することとなります。

交付方法は、あなたから届け出のあった金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の指定の口座に振り込みます。

(3) 貸与の始期及び終期について

奨学金の貸与期間は、奨学生決定年度に入学した月（または進級した月）から、在学する学校の最短修業年限の最終月までです。（大学院生は2年間限りです。）

(4) 貸与額の通知について

貸与期間中の貸与額については、毎年度最終振込み後にお知らせします（1月末頃）。ただし、最終貸与年度は、貸与奨学金返還確認票により貸与総額をお知らせします。

(5) 貸与期間中の報告等の義務

貸与期間中は、毎年度修学状況の報告義務があります。

また、連帯保証人の変更等や、休学等修学状況に異動が生じた場合には、その届出義務があります。

詳細は、その様式も含めて後述します。

(6) 貸与の休止等

修学の状況等によっては、奨学金の貸与を休止、停止、取り消しを行うこととなりますので、注意してください。

詳細は後述します。

(7) 奨学金返還の手続

貸与期間の終期（最終振込み後）に、貸与奨学金返還確認票の送付とともに返還についての手続きを案内します。

2 進学届の提出

奨学生決定通知を受けた人は、進学先決定後、速やかに進学届を提出してください。

3 奨学金返還誓約書（借用証書）・預（貯）金口座振替依頼書の提出

進学届を提出後、奨学金返還誓約書（借用証書）と預（貯）金口座振替依頼書を提出していただきます。奨学金返還誓約書（借用証書）は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署の上、提出年月日を忘れずに記入して写しをとった後、本書を育英会へ提出してください。

写しは、このしおりの表紙裏の該当箇所に**保管**してください。

(1) 借用金額

奨学生として**貸与を受ける奨学金の総額**です。金額を訂正することはできません。ただ

し、貸与額の変更がある場合は、別途、「奨学金貸与月額変更願」により手続きを行うこととなります。変更が必要な場合は、連絡してください。

(2) **本人の住所・氏名・印**

住所は、記入日現在の住民登録地を記入してください。(住民票添付)

氏名等すべての記入は自署、印鑑は認印で構いません。

(3) **第一連帯保証人**

奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

本人の父母またはこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者で、出願手続き時、願書に記入していただいた人です。

氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。

(4) **第二連帯保証人**

本人や第一連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。

第一連帯保証人と世帯が別で、独立した生計を営んでいる身元確実な成年者とし、出願手続き時、願書に記入していただいた人です。

氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。

(5) **親権者**

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者です。父母のいずれかがいない場合は、一人となります。

氏名等すべての記入は自署、押印してください。(実印が望ましいです)

(6) **住民票の添付**

本人は、住民票を添付してください。(有効期限：3か月以内)

(7) **印鑑登録証明書の添付**

第一連帯保証人及び第二連帯保証人の実印に係る印鑑登録証明書を各1通添付してください。(有効期限：3か月以内)

(8) **貸与の条件について**

奨学生本人が学部名・学科名・学年を記入し、貸与の条件に誤りがないか確認をしてください。

(9) **返還の条件について**

返還は、貸与期間が終了した月の翌月から起算して6か月经過の翌月(一般的には3月に卒業してその年の10月)から始まり、貸与を受けた3倍以内の期間で返還していただくことになります。

「奨学金返還メニュー」を参考にして、自分が最も返還しやすい方法を選んで記入してください。

奨学金の返還日は、20日です。この日に口座振替により引き落とします。(その日が金融機関休業日のときは、翌営業日となります)

(10) **返還金の口座振替について**

奨学金の返還は、金融機関の口座振替の方法によると定められております。返還金の振替口座をどこにするか、提示の7機関のうちから指定してください。

なお、振替口座は本人のものとしします。

【金融機関、口座振替手数料一覧】

| 金融機関名 | 口座振替手数料 | 金融機関名 | 口座振替手数料 |
|----------|---------|--------------------|---------|
| 山陰合同銀行 | 55円 | 日本海信用金庫 | 52円 |
| 島根銀行 | 55円 | 西中国信用金庫 | 52円 |
| しまね信用金庫 | 52円 | ゆうちょ銀行 | 33円 |
| 島根中央信用金庫 | 52円 | ※手数料は変更になる場合があります。 | |

(11) 口座振替用紙の提出について

希望する金融機関が決まりましたら、「預（貯）金口座振替依頼書 自動払込利用申込書[㊤]」に必要事項を記入し、奨学金返還誓約書（借用証書）とあわせ、3枚とも育英会に提出してください。（直接、金融機関には提出しないでください）

(12) 口座振替手数料について

口座振替手数料は本人負担となっており、返還金額と合わせて振り替えます。消費税を含む口座振替手数料は、【金融機関、口座振替手数料一覧】のとおりです。（毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。）

※口座振替手数料は状況により変更することがあります。育英会のホームページ等で確認してください。

4 奨学金の交付

(1) 奨学金の振込

奨学金は、あなたから提出された金融機関口座届により指定の口座に振り込みます。振込予定日は次表のとおりです。

育英会や金融機関からの振込通知はありませんので、通帳を確認してください。

やむを得ない理由で、振込口座の変更をしたいときは、育英会へ連絡してください。また、金融機関の統合・合併等により、金融機関名・支店名等に変更が生じた場合にも連絡してください。

奨学金振込予定表

| 奨 学 金 区 分 | | 振込予定日 |
|-----------|---------|--------|
| 第1回 | 4・5月分 | 5月20日 |
| 第2回 | 6・7月分 | 7月20日 |
| 第3回 | 8・9月分 | 9月20日 |
| 第4回 | 10・11月分 | 11月20日 |
| 第5回 | 12～3月分 | 1月20日 |

注1：振込予定日は、都合により遅れることがあります。

2：上記の日が土・日・祝日のときは、直前の平日となります。

(2) 奨学金の受取方法

振り込まれた奨学金の受け取りは、一般の普通預金の払出手続と同じです。キャッシュカードで引き出すこともできます。

通帳、印鑑及びキャッシュカードは、盗難等に十分注意してください。

5 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等

(1) 進級確認書、修得単位証明書、生活状況書の提出

貸与開始の翌年から、毎年4月末までに次の書類①②③を育英会に提出してください。提出のない場合は、送金を停止することがあります。

- ① 進級確認書 → (様式7) をコピーして使用。在学する学校の証明を受けてください。
- ② 修得単位証明書 → 在学する学校の様式による。
(上記①・②が、学校の様式で両方記載されている場合は、その様式のみで構いません。)
- ③ 生活状況書 → (様式8) をコピーし、あなたが必要な個所を記入し、署名押印してください。

進級できず留年となった場合または、1年間の修得単位が30単位に達していなかった場合(大学院は15単位未満)は、奨学金の貸与を休止することになります。

その後に進級または修得単位不足が解消されたときは、それが休止の日から2年以内であれば貸与復活願(学校長が証明する文書添付)(様式11)の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。

(2) 奨学生異動届の提出

次の事由が生じた場合は、直ちに奨学生異動届(様式9)(以下「異動届」という。)を提出してください。

異動届には、第一連帯保証人か第二連帯保証人のいずれかの連署と押印が必要です。

届出の内容により、奨学金の貸与を休止等することになります。

- ① 休学するとき(修得単位に加算される留学の場合は届出不要)
休学の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。
復学した場合は、改めて復学した旨の異動届と休学が2年以内であれば貸与復活願(様式11)の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。
- ② 転学するとき
転学した日をもって奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。
ただし、特別の事情がある場合には、選考委員会に諮り、理事長が認めた場合に限り、引き続き貸与を受けられる特例規定があります。
- ③ 長期の欠席をするとき
長期欠席の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。
(長期とは、おおむね2か月以上をいいます。)
長期欠席の事由が解消し出席できることとなり、貸与復活願(様式11)が提出されたときは貸与を復活することができます。
- ④ 退学をするとき
学校を途中で退学した日をもって、奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。
- ⑤ 退学の処分を受けたとき
退学処分を受けた日をもって、奨学金貸与の取り消しとなり、その日の属する月で貸

与期間が終了となります。

⑥ 停学その他の処分を受けたとき

処分の内容、理由、期間等により、奨学金の貸与を停止することがあります。

⑦ 日本学生支援機構（給付型を除く）の奨学生になったとき（ただし、中筋給付特待生を除く）

育英会の奨学金は、日本学生支援機構の奨学金との併給を認めていないので、日本学生支援機構の奨学生に決定された日をもって、育英会の奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

ただし、特別の事情がある場合には、選考委員会に諮り、理事長が認めた場合に限り、引き続き貸与を受けられる特例規定はありますが、ここ数年間では認められていません。

⑧ 連帯保証人を変更する必要があるとき

第一連帯保証人または第二連帯保証人の死亡その他の事由により変更する必要がある場合は、異動届にあわせて、変更後の連帯保証人の自署押印（実印）による奨学金返還者異動届（様式14）（以下「返還者異動届」という。）の提出が必要です。返還者異動届の本人欄は、本人の変更事項がない場合でも記入、押印、それに伴う証明書類（住民票または印鑑登録証明書）の提出が必須です。

⑨ 本人または連帯保証人の住所変更等があったとき

氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、その都度、異動届、返還者異動届を提出してください。書類の提出にあわせて、次の書類を添付してください。（いずれも発行から3か月以内のもの）

- ・ 本人：20歳未満の場合は住民票（認印可）又は印鑑登録証明書（実印）を添付。 } 必須書類
- 20歳以上の場合には印鑑登録証明書（実印）を添付。
- 住所の変更＝住民票または印鑑登録証明書（必須書類と同じ）
- 姓の変更＝戸籍抄本又は個人事項証明書を添付。
- ・ 連帯保証人：住所の変更＝印鑑登録証明書を添付。
- 姓の変更＝戸籍抄本又は個人事項証明書を添付。

(3) 奨学金の辞退

家計の好転等で、育英会の奨学金が不要になる場合、奨学生はいつでも奨学金辞退届（様式12）を提出することにより、奨学金を辞退することができます。

退学、転学、日本学生支援機構奨学金への切り替えの場合は、原則として前述の奨学生異動届（様式9）の提出だけで奨学金の辞退扱いとなります。

辞退または辞退扱いとなるまでに貸与を受けた奨学金については、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(4) 奨学金貸与の取り消し

次の場合、奨学金貸与の取り消しとなります。

- ①退学処分を受けたとき
- ②奨学金の貸与が休止または停止となって2年が経過したとき
- ③死亡したとき
- ④奨学生願書に虚偽の記載または故意に記入しなかったとき
- ⑤奨学生異動届を提出せず、不正に貸与を受けたとき
- ⑥病気等により修学不能と認められるとき
- ⑦学業成績の不振、性行不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき
- ⑧奨学金の貸与が不要と認められるとき

(上記のうち⑤～⑧については、状況により取り消しとならない場合もあります。)

取り消しとなった場合、それまでに貸与を受けた奨学金について、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(5) 奨学金交付額の通知について

毎年、その年の最後の送金（振込み）後にお知らせします。交付（貸与・給付）内容を確認してください。

6 貸与終了＝貸与奨学金返還確認票の送付

奨学金の最終振込み後に、貸与奨学金返還確認票を送付します。（卒業年度の1月末頃）貸与の内容について、しっかりと確認をしてください。

7 奨学金の返還

貸与奨学金返還確認票に同封の「奨学金返還のてびき」に記載してありますので、それに従ってください。

8 返還金の助成制度

対象となる学校の最終学年に在学し、卒業後の翌年度4月末日までに中山間地域・離島の企業等に就職する人は、奨学金の返還について全部または一部が助成されます。

詳しくは、このしおりの最後にある「島根県奨学金返還助成制度取扱要綱」を参照してください。各募集開始年度の一次募集（10月1日から翌年1月31日）、二次募集（翌年2月1日から翌年6月30日）までに申請し、認定を受けた人が対象です。

ただし、一次募集で募集人数を満たした場合は、二次募集は行いません。二次募集期間中においても、募集人数に達した時点で募集を終了します。

中山間地域・離島での資格取得促進事業【島根県奨学金返還助成制度】

(1) 趣旨

地方創生奨学金として島根県からの補助金により、育英会等の奨学金を借用している若者等が中山間地域・離島での地域住民の生活維持に必要な業種に就職し、実務を通じて業種に関連する国家資格等を取得した場合に、奨学金の返還の一部又は全部を免除する事業を創設するものです。

(2) 対象

(独) 日本学生支援機構奨学金また島根県育英会の奨学金・就学資金を利用している大学・高校生等

※島根県育英会のホームページにてびき・申請書等を掲載しています。

公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第9条）
- 第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等（第10条～第18条）
- 第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等（第19条～第26条）
- 第5章 奨学金の返還免除及び手続（第27条～第29条）
- 第6章 補則（第30条）
- 附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、本県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学困難な人に対し、奨学金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

2 この規程において「奨学生」とは、奨学金の貸与を受けの人をいう。

3 この規程において「学生等」とは、次の各号のいずれかの学校（通信による教育課程及び別科を除く）に在学する本県出身の優れた学生又は生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 大学院
- (2) 大学
- (3) 短期大学
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までの学年を除く。）
- (5) 専修学校の専門課程（外国の大学の日本分校を除く。）

4 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 学生等の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

5 第3項に定める学生等であっても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨学生の対象とはしない。

- (1) 奨学金の貸与を受けようとする期間が2年未満である人
- (2) この規程に定める奨学金の貸与を受けたことがある人
- (3) 同一世帯に属する他の世帯員が現にこの規程に定める奨学金の貸与を受けている場合

(貸与月額及び利息)

第3条 奨学金の貸与月額は、3万円、4万円、5万円、6万円又は7万円のうち、奨学生がいずれかを選択し、理事長が決定した額とする。

2 奨学金は、無利息とする。

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする学生等（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第一連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者
- (2) 第二連帯保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者

3 理事長は、必要があると認める場合は、奨学金の貸与を受けた学生等に対し、連帯保証人の追加又は連帯保証人の変更を求めることができる。

第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等

(奨学生願書の提出)

第5条 奨学生志望者は、第一連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する奨学生願書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）
- (2) 個人調査報告書又は学業成績表（以下「調査書等」という。）

3 調査書等は、次の各号の奨学生志望者に応じ当該各号に定める学校等の長が証明したものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該高等学校の長
- (2) 第2条第3項に定める学生等である人 当該学校等の長
- (3) 高等専門学校の第3学年に在学する人又は高等専門学校を卒業した人 当該高等専門学校の長
- (4) 専修学校の高等課程を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該専修学校の長

(大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者の願書の提出の特例)

第6条 奨学生に採用されることを志望する大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者は、奨学生願書（第一連帯保証人が連署したもの）に所得証明書と大学受験等に必要となる大学入学資格検定合格成績証明書（大学入学資格検定規程第10条第2項に定める検定合格成績証明書をいう。）又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書（高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に定める認定試験合格成績証明書をいう。）を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(奨学生願書の取下届の提出)

第7条 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、別に定める奨学生願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

2 出願者は、奨学生願書を提出した日から奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、奨学生願書取下届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 学校に入学しなかったとき。
- (2) 学校の前学年から進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。
- (3) 日本学生支援機構の奨学生（給付型を除く）になったとき。ただし、中筋給付特待生は除く。

(奨学生の選考及び決定)

第8条 選考委員会は、出願者のうち、特に優れた学生等で経済的理由により著しく修学が困難である人を選考するものとする。

2 前項の規定により行われる選考は、次の各号の判定に基づくものとする。

- (1) 特に優れた学生等であるかどうかについての総合判定
- (2) 著しく修学が困難であるかどうかについての判定

3 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。

4 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、出願者に文書で通知するものとする。

(進学届の提出)

第9条 奨学生の決定通知を受けた学生等は、別に定める進学届を理事長に提出しなければならない。

(返還誓約書（借用証書）・預（貯）金口座振替依頼書等の提出)

第10条 第9条に規定する進学届を提出した学生等は、理事長が指定する期限までに別に定める返還誓約書（借用証書）（第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」）並びに別に定める預（貯）金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。

2 返還誓約書を提出する場合は、学校の在学証明書、奨学生本人の住民票抄本並びに第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等

(貸与期間)

第11条 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月（以下「貸与開始月」という。）から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、大学院生にあつ

ては2年間を限度とする。

- (1) 奨学生決定年度において学校に入学した人 入学した月
- (2) 奨学生決定年度において在学する学校の前学年から進級した人 進級した月

(奨学金の交付)

第12条 奨学金は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 奨学金の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

(貸与額の通知)

第13条 奨学金の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学金の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学金返還確認票により通知するものとする。

(貸与月額の変更)

第14条 奨学金の貸与月額の変更は、別に定める鳥根県育英会奨学金貸与月額変更願（奨学生が未成年者の場合にあっては、その親権者又は後見人が連署、押印することを要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあっては、第一連帯保証人及び第二連帯保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が提出することにより行うものとし、当該変更適用月は理事長が別に定めるものとする。

2 前項に規定する奨学金貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

(進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

第15条 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、在学する学校長が証明する進級確認書及び修得単位確認書並びに理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

(奨学生異動届)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 日本学生支援機構奨学生（給付型を除く）になったとき。
- (8) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。

- (9) 本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の住所その他の事由に変更があったとき。

(貸与の休止又は停止)

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。進級が認められなかった日又は修得単位数の不足が認定された日
- (2) 休学をしたとき。 休学の初日
- (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日

2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。

3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(貸与の復活)

第18条 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、学校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(奨学金の辞退及び貸与期間の特例)

第19条 奨学生は、別に定める奨学金辞退届を理事長に提出することにより、奨学金を辞退することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号及び第3号の事由に該当する場合で選考委員会の議を経て理事長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 中途退学したとき。 中途退学した日
- (2) 転学したとき。 転学した日
- (3) 日本学生支援機構奨学生（給付型を除く）になったとき。（但し、中筋給付特待生は除く）日本学生支援機構の奨学生に決定された日

3 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

(奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例)

第20条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日

- (2) 奨学金の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日
 - (3) 死亡したとき。 死亡した日
- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消すことがある。
- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかったことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日
 - (2) 第16条第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学金の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日
 - (3) 傷病などにより修学の見込みがないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (4) 学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (5) 奨学金の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日
- 3 奨学金の貸与の取消しをした場合は、本人にその旨を文書で通知する。
- 4 奨学金の貸与を取消した場合における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金の貸与を取消した日の属する月までとする。

第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等

(奨学金の返還)

- 第21条 奨学金を返還しようとする人（以下「奨学金返還者」という。）は、奨学金の貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、奨学金の貸与を受けた月数（奨学金の貸与を休止又は停止された月数を除く。）の3倍に相当する期間内に、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。
- 2 奨学金の返還は、次の各号の方法によらなければならない。
- (1) 年賦、半年賦、月賦その他割賦
 - (2) 別に定める金融機関の口座振替
- 3 割賦の方法で奨学金を返還する場合の割賦金の額は、理事長が別に定める。
- 4 奨学金返還者が高根県内に居住したときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学金の一部を免除することができる。
- 5 奨学金返還者が高根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 奨学金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(奨学金の全部返還)

- 第22条 奨学金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学金の繰上げ返還)

第23条 奨学金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第24条 奨学金返還者が次の各号の事由により貸与を受けた奨学金の返還猶予を希望する場合は、別に定める奨学金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第3項各号に定める学校に入学したとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。
- (3) 災害又は傷病により奨学金の返還が著しく困難になったとき。
- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難になったとき。

2 理事長は、奨学金の返還を猶予する必要があると認めたときは、2年以内の期間（奨学金返還者が前項第1号の事由に該当する場合で理事長が認めたときにあつては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 理事長は、第1項に定める事由により奨学金の返還の猶予をしている期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

(割賦金に係る延滞金)

第25条 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあつては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還金の充当)

第26条 奨学金返還者から返還金の支払があつた場合は、次の各号により、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

(奨学金返還者の異動届)

第27条 奨学金返還者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第10条第2項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由により、当該第一連帯保証人又は当該第二連帯保証人を変更しようとするとき。
- (2) 本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

(死亡届の提出)

第28条 現に奨学生である人又は奨学金返還者が死亡した場合は、相続人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 奨学金の返還免除及び手続

(返還免除)

第29条 理事長は、現に奨学生である人又は奨学金返還者が死亡又は心身の障害により奨学金の返還ができなくなった場合において、相続人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の何れにも返還能力がないと認めるときは、当該奨学生又は当該奨学金返還者が貸与を受けた奨学金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

(返還免除の手続)

第30条 奨学生であった人又は相続人、第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人が奨学金の返還免除を受けようとする場合は、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

2 奨学金返還免除願には、次の各号による書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書
- (2) 心身の障害によるときは、当該障害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第31条 奨学金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(既貸与者の取扱)

- 1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書（借用証書）を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人の中で、返還誓約書（借用証書）未提出の人については従前の例によるものとする。
- 2 返還誓約書に添付する書類については、第10条第2項に準ずるものとする。

| | | | |
|----------------|------------------|-----|----|
| 様式1（規程第5条関係） | 島根県育英会奨学生願書 | ・・・ | 省略 |
| 様式2（規程第7条関係） | 奨学生願書取下届 | ・・・ | 省略 |
| 様式3（規程第9条関係） | 進学届 | ・・・ | 省略 |
| 様式4（規程第10条関係） | 返還誓約書（借用証書） | ・・・ | 省略 |
| 様式5（規程第10条関係） | 預（貯）金口座振替依頼書 | ・・・ | 省略 |
| 様式6（規程第14条関係） | 島根県育英会奨学金貸与月額変更願 | ・・・ | 省略 |
| 様式13（規程第24条関係） | 奨学金返還猶予願 | ・・・ | 省略 |
| 様式14（規程第27条関係） | 奨学金返還者異動届 | ・・・ | 省略 |
| 様式15（規程第28条関係） | 死亡届 | ・・・ | 省略 |
| 様式16（規程第30条関係） | 奨学金返還免除願 | ・・・ | 省略 |

様式7（規程第15条関係）

（P17～P22をコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※本人欄の記入は必須です。

※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

※変更のある欄のみ記入してください。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

学 校 名

印

（取扱責任者）

島根県育英会奨学生の進級確認について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1 令和 年度島根県育英会奨学生

| 学部・学科名 | 学年 | 氏 名 | 進 級 | 備 考 |
|--------|----|-----|-----|-----|
| | | | | |

※ 令和 年4月以降に進級することができる者について、進級の欄に○印、留年者等については、備考欄に付記してください。

様式8（規程第15条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※奨学生本人が自筆で記入してください。

※字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

奨学生生活状況書

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島奨第 - 号

住 所 〒 -

氏 名 印

T E L

在学学校・学部等名

令和 年4月から令和 年3月までの生活状況は下記のとおりでしたので、継続して奨学金の貸与をお願いします。

記

生活状況

1 経済状況

・生計を一にしている家計状況が、出願時又は前回の生活状況書提出時に比べて

ア ほぼ変わらない イ 苦しくなった ウ その他

本人の状況：具体的に記入

2 学校生活の状況

・教養と専門的知識を深めるため、講義等に

ア 積極的に参加した イ あまり参加しなかった ウ その他

具体的に記入

・クラブ活動、サークル活動等への参加（具体的に記入）

様式9（規程第16条）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

奨 学 生 異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鳥根県育英会 理事長 様

奨 学 生 番 号 鳥奨第 - 号

奨 学 生 本 人 住 所 〒 -

氏 名 印

TEL

第 連 帯 保 証 人 住 所 〒 -

氏 名 印

TEL

下記のとおり異動事項が生じたので、公益財団法人鳥根県育英会奨学金貸与規程第16条の規定により異動届を提出します。

記

1 異動事項（該当の個所を○で囲み、その日付等を記入してください。）

ア 休学（令和 年 月 日付、休学期間 ）

イ 転学（令和 年 月 日付、転学先の学校名 ）

ウ 長期欠席（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）

エ 退学（令和 年 月 日付）

オ 退学処分（令和 年 月 日付）

カ 停学処分（令和 年 月 日付、停学期間 ）

その他の処分（令和 年 月 日付、処分の内容 ）

キ 日本学生支援機構奨学生に採用になった（令和 年 月 日付）

ク 復学（令和 年 月 日から）

ケ 奨学金返還誓約書（借用証書）記載の第一連帯保証人又は第二連帯保証人を変更する

コ 奨学金返還誓約書（借用証書）の本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の記載事項に変更が生じた

2 異動理由（上記ア～クに該当する場合、具体的に記入）

3 異動理由（上記ケ又はコに該当する場合、その理由及び変更後の内容を記入）

（ケ又はコの場合は、奨学金返還者異動届（様式14）も提出してください。）

様式11（規程第18条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※奨学生本人が自筆で記入してください。

※字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

（願 出 者）

奨学生番号 島奨第 ー 号

住 所 〒 ー

氏 名 印

島根県育英会奨学金貸与復活願

令和 年 月 日付、島育第 号で、奨学金貸与の休止・停止の通知を受けましたが、その事由が消滅しましたので、奨学金貸与の復活をお願いします。

※ 奨学金貸与の休止または停止の事由が解消されたことを、学校長が証明する文書を添付すること。（復学証明書、進級確認書、成績証明書等）

様式12（規程第19条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

奨 学 金 辞 退 届

下記により鳥根県育英会の奨学金を辞退しますので、公益財団法人鳥根県育英会奨学金貸与規程第19条の規定により、第一連帯保証人と連署のうえ届け出ます。

令和 年 月 日

奨学生番号 鳥奨第 - 号

住 所 〒 -

氏 名 印

第一連帯保証人

住 所 〒 -

氏 名 印

公益財団法人鳥根県育英会 理事長 様

記

1 辞退期日

令和 年 月分以降

2 辞退理由（具体的に記入する）

様式14（規程第27条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。

※スタンプ印・シャチハタ等は使用できません。

奨学金返還者異動届

借用金額

円

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程の規定を守り、「奨学金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

| | | | | | |
|---------|-----------|-----------|----|--------------------------------------|------|
| 本人 | 奨学生番号 | | 実印 | 本人欄の記入は必須 (自署押印) | |
| | 住民票に記載の住所 | 〒 - | | | |
| | フリガナ | | | | 勤務先名 |
| | 氏名 | | | | ☎ |
| | 電話番号 | (自宅) (携帯) | | | |
| 第一連帯保証人 | 住所 | 〒 - | 実印 | 変更のある欄のみ記入してください。 それぞれ自署押印してください。 | |
| | フリガナ | | | | 勤務先名 |
| | 氏名 | | | | ☎ |
| | 電話番号 | (自宅) (携帯) | | | |
| | 本人との関係 | | | | |
| | 生年月日 | | | | |
| 第二連帯保証人 | 住所 | 〒 - | 実印 | 変更のある欄のみ記入してください。 それぞれ自署押印してください。 | |
| | フリガナ | | | | 勤務先名 |
| | 氏名 | | | | ☎ |
| | 電話番号 | (自宅) (携帯) | | | |
| | 本人との関係 | | | | |
| | 生年月日 | | | | |

※本人：20歳未満の場合は住民票（認印可）又は印鑑登録証明書（実印）を添付。 } 必須書類
 20歳以上の場合は印鑑登録証明書（実印）を添付。
 住所の変更＝住民票または印鑑登録証明書（必須書類と同じ）
 姓の変更＝戸籍抄本又は個人事項証明書を添付。

※連帯保証人：住所の変更＝印鑑登録証明書を添付。姓の変更＝戸籍抄本又は個人事項証明書を添付。
 ……………（奨学生本人が20歳未満の場合には記入してください。）……………

| | | | | |
|---------------------|----|-----|--------------|---|
| 親権者 (父) (後見人) | 住所 | 〒 - | ☎ (自宅) 携帯 | 印 |
| | 氏名 | | 勤務先名 | |
| 親権者 (母) | 住所 | 〒 - | ☎ (自宅) 携帯 | 印 |
| | 氏名 | | 勤務先名 | |

- 1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
 ア 借用証書記載の（※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ）を変更する。
 イ 借用証書の（※本人 ・ ※第一連帯保証人 ・ 第二連帯保証人 ・ ※親権者 ）の記載事項に変更が生じた。

2 異動事項の内容（具体的に記入）

3 異動の理由（具体的に記入）

4 時効についての確認事項

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱

(中山間地域・離島での資格取得促進事業)

(趣旨)

第1条 中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保と産業・企業の維持を図るために、公益財団法人島根県育英会の各貸与規程に規定する島根県奨学金返還助成制度（以下「返還助成制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程又は高等課程）、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）をいう。
- (2) 奨学金等 公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金及び独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (3) 中山間地域・離島 島根県内の次に掲げる地域をいう。
 - ア 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域（平成28年10月14日時点で該当する地域を含む。）
 - イ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域として指定された地域
 - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(助成対象者の要件)

第3条 返還助成制度により奨学金の返還額の全部又は一部の助成の対象となる人（以下「助成対象者」という。）は、次の(1)から(2)のいずれかの要件（以下「助成要件」という。）に該当する人とする。

- (1) 各募集開始年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人のうち、次のアからウの要件をすべて満たす人
 - ア 各募集開始年度の10月1日時点で、奨学金等の貸与を現に受けている人又は過去に受けたことのある人
 - イ 大学等を卒業し、卒業の翌年度4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等（事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。）に就業予定の人
 - ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の人又は在学中に取得した人
- (2) 大学等の既卒者のうち、次のアからウの要件をすべて満たす人
 - ア 在学中に奨学金等の貸与を現に受けていた人であり、返還残高がありかつ滞納額がない人
 - イ 申請日時点で県外在住であり、各募集開始年度の翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等（事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、

国又は地方公共団体を除く。)に就業予定の人
ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の人又は取得した人

(助成額及び期間)

第4条 助成対象者が貸与を受けた奨学金等のうち次の各号のいずれか1校(以下「対象校」という。)に係る返還総額(利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。)を助成の対象とし、対象校の最短修業年限に応じて別表に定める助成額の上限を返還総額が超える場合は、助成額上限を助成対象額とする。

- (1) 高等学校、専修学校高等課程又は高等専門学校(1~3年生)
- (2) 大学(短期大学を含み、6年生学科を除く。)、高等専門学校(4,5年生及び専攻科)又は専修学校専門課程
- (3) 大学(6年生学科に限る)又は大学院

2 助成の対象となる期間は、奨学金等の実際の返還期間にかかわらず、対象校に応じて別表の助成期間のとおりとする。

3 助成期間は奨学金等の返還を開始した月から起算する。ただし、返還を開始している場合は、認定年度の4月から起算するものとする。

4 助成額は月単位で算定し、助成対象額を助成期間月数で除した額(100円未満の端数が生じる場合は切り上げ、残額が生じなくなった場合は第2項にかかわらず助成期間が終了したのものとして扱う。)を助成月額とする。

(返還助成制度の申請)

第5条 鳥根県奨学金返還助成制度の助成金(以下、「助成金」という。)交付を受けようとする人(以下「申請者」という。)は、奨学金等の貸与を受けた大学等に応じて次に掲げる各募集開始年度の10月1日から1月31日(土曜日または日曜日に当たるときはその前日または前々日。)までの一次募集期間、2月1日から翌年度の6月30日(土曜日または日曜日に当たるときはその前日または前々日。)までの二次募集期間に、鳥根県奨学金返還助成制度認定申請書(様式1)(以下「認定申請書」という。)を理事長に提出しなければならない。ただし、二次募集期間以降は、申請者が募集枠に達した段階で募集を終了する。

- (1) 高等学校又は専修学校高等課程の場合 平成29年度から令和3年度まで
- (2) 大学(短期大学を含み、6年生学科を除く。)、高等専門学校又は専修学校専門課程の場合 平成29年度から令和4年度まで
- (3) 大学(6年生学科に限る。)又は大学院の場合 平成29年度から令和6年度まで

2 前項の規定により提出する認定申請書には、申請者は(1)から(2)のいずれかの書類を添付しなければならない。

- (1) 各募集開始年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人
 - ア 在学校の卒業見込証明書の写し又は卒業証明書の写し
 - イ 就業企業等の内定通知書の写し又は健康保険証の写し
 - ウ 申請者本人の住民票抄本の写し(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
 - エ 貸与額通知書(直近分)の写し又は返還総額のわかる書類等(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
 - オ 合格証の写し又は資格者証の写し(在学中に資格取得した人のみ)

(2) 大学等の既卒の人

- ア 卒業証明書の写し
- イ 就職企業等の内定通知書の写し又は健康保険証の写し
- ウ 申請者本人の住民票抄本の写し(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
- エ 貸与額通知書(直近分)の写し又は返還総額のわかる書類等かつ申請日時点での返還残高のわかる資料(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
- オ 合格証の写し又は資格者証の写し

(助成対象者の審査、選考及び内定)

第6条 助成対象者の審査及び選考は、前条の規定に基づき提出された書類をもとに、鳥根県にて行い、審査及び選考の結果が鳥根県から通知され次第、理事長は、助成対象者を内定し、各申請者に内定の可否を通知するものとする。

2 前項により返還助成制度の対象者として内定した人(以下、「内定者」という。)は、申請翌年度の8月中に、次のいずれかの各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 各募集開始年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人

- ア 現況(異動)報告書(様式2)
- イ 卒業証明書の写し
- ウ 健康保険証の写し
- エ 貸与奨学金返還確認票の写し(助成対象奨学金が(独)日本学生支援機構の人のみ)

(2) 大学等の既卒の人

- ア 現況(異動)報告書(様式2)
- イ 健康保険証の写し
- ウ 認定年度の4月1日時点の返還残高のわかる書類(助成対象奨学金が(独)日本学生支援機構の人のみ)

3 第1項により内定者として通知を受けた人であっても次の各号に該当する場合は、内定を取り消すものとする。

- (1) 申請時に提出された書類等に虚偽の記載、内容が確認されたとき
- (2) 前項各号に掲げる書類の提出がないとき
- (3) 前項各号に掲げる書類を確認した結果、助成要件を満たしていないことが判明したとき
- (4) その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと認められるとき

(助成対象者の認定)

第7条 理事長は、前項により提出された書類をもとに助成要件をすべて満たしていることを確認した後、助成対象者として認定し、内定者に認定の可否を通知する。

(現況報告書の提出)

第8条 前条により助成対象者として認定された人は、次の各号に定めるとおり、現況(異動)報告書(様式2)(以下、「現況報告書」という。)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 公益財団法人鳥根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金 助成対象者として認定された年度(以下、「認定初年度」という。)の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月と11月

- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金 認定初年度の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月
- 2 助成対象者は、前項に規定する現況報告書記載事項である資格取得状況について、取得済として現況報告書を提出する場合、合格証又は資格者証の写し等取得を証する書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定に関わらず、第2条第3号に規定する就業先の事業所等の所在地について転勤、離職等により変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく現況報告書を提出するものとする。

(助成要件の確認、助成金の支給)

- 第9条** 前条により提出された現況報告書等をもとに助成要件を満たしている助成対象者に対してのみ、第4条第4項により算定した助成額を支給する。
- 2 助成金の支給方法については、次の各号のとおりとする。
- (1) 助成対象奨学金が公益財団法人島根県育英会の奨学金等については、返還額と助成額を相殺することを原則とする。ただし、返還期間と助成期間が一致しない場合を踏まえ、当該年度の返還を確認した後、当該年度分の助成金を翌年度に一括して支給することができるものとする。
- (2) 助成対象奨学金が独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については、認定初年度の翌年度以降毎年度4月に、奨学金返還報告書(様式3)(以下「返還報告書」という。)を理事長に提出しなければならない。助成対象者から提出された前年度の返還額を確認した後、前年度の返還額に該当する助成金を当年度に一括して支給する。
- 3 前項第2号に規定する返還報告書を提出する場合は、独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書を添付しなければならない。

(支給停止及び再開)

- 第10条** 助成対象者が転勤、離職等の事由により、本助成制度の助成要件を満たさなくなった場合は、助成要件を満たさない事由が発生した日の属する月の翌月まで助成金の支給を行い、翌々月から支給を停止する。ただし、転勤、再就職など助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する月の翌月から助成金の支給を再開することができる。
- 2 第3条第1号又は第2号に規定する国家資格等の取得状況については、前項の規定にかかわらず年度単位で判定することとし、実務経験期間満了予定日が属する年度の翌年度まで資格取得の猶予期間として、資格取得結果を問わず助成要件を満たしているものとして扱う。猶予期間満了後は、各年度の初日に国家資格等が未取得の場合は、その年度の助成金の支給を停止する。ただし、国家資格等の再受験による合格等により助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する年度の翌年度から助成金の支給を再開することができる。

(国家資格等の変更)

- 第11条** 助成対象者が、やむを得ず取得予定の国家資格等の変更を希望する場合は、島根県奨学金返還助成制度国家資格等変更申請書(様式4)(以下、「変更申請書」という。)に必要書類を添付した上、理事長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する変更申請書が提出された場合、理事長は、変更が止むを得ないと認められる場合に限り、島根県に変更の可否について審査を依頼する。
- 3 理事長は、前項の審査の結果、変更を可とする通知を受けた助成対象者について、国家資格等の変更を承認するものとする。
- 4 前項の承認を受けた助成対象者の資格取得に係る猶予期間等の取扱は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 資格取得の猶予期間の起算日は、変更前の起算日とする。
 - (2) 実務経験期間満了予定日は、変更により実務経験期間が短縮又は延長した場合は変更前との差の期間分を繰上げ又は延期した上で、猶予期間を再設定する。ただし、この変更承認以前に猶予期間が満了していたこととなる場合の繰上げによる再設定は行わない。

(認定の取り消し)

第12条 助成対象者が次の各号に該当する場合は、返還助成制度の認定を取り消すものとする。

- (1) 助成対象者から島根県奨学金返還助成制度対象者認定取消申請書（様式5）により、認定取り消し申請があった場合
- (2) 助成対象者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 現況報告書の提出がないとき
 - イ 返還すべき奨学金等を滞納しているとき
 - ウ 助成対象者から提出のあった書類等に虚偽の記載があり、助成要件を満たしていないことが判明したとき
 - エ その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと補助事業者が認めるとき
- 2 理事長は、前条による認定の取り消しを行った人のうち、助成要件を満たさず助成金を受給した人に対し、助成要件を満たさず支給した助成金の全額を一括返還するよう文書で請求することができる。

(その他)

第13条 理事長は、この取扱要綱に定めるもののほか、必要事項については別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 対象校（奨学金等の貸与を受けた学校） | 最短修業年限 | 助成上限額 | 助成期間 (年数・月数) | 助成上限月額 (端数処理後) |
|--|--------|------------|-----------------|-------------------|
| 高等学校、専修学校高等課程又は高等専門学校（1～3年生） | 1年 | 288,000円 | 9年間・ 108か月 | 2,700円 |
| | 2年 | 576,000円 | | 5,400円 |
| | 3年 | 864,000円 | | 8,000円 |
| 大学（短期大学を含む、6年生学科を除く。）、高等専門学校（4,5年生及び専攻科）又は専修学校専門課程 | 1年 | 720,000円 | 12年間・ 144か月 | 5,000円 |
| | 2年 | 1,440,000円 | | 10,000円 |
| | 3年 | 2,160,000円 | | 15,000円 |
| | 4年以上 | 2,880,000円 | | 20,000円 |
| 大学（6年生学科に限る。）又は大学院 | 1年 | 720,000円 | 12年間・ 144か月 | 5,000円 |
| | 2年 | 1,440,000円 | | 10,000円 |
| | 3年 | 2,160,000円 | | 15,000円 |
| | 4年以上 | 2,880,000円 | | 20,000円 |

